**平成２４年（フ）第１８８５号**
札幌市手稲区富丘１条６丁目14番15号　テイクファイブ102号
債務者　清水　淳一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９１３号**
北海道美唄市東明３条１丁目２番23号、申立時の住所札幌市中央区大通西19丁目１番地328　ダイアパレス大通第２―502号
債務者　佐藤　雅健
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９２８号**
札幌市南区中ノ沢３丁目２番１―1004号
債務者　川村　紀枝
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９３７号**
北海道江別市大麻園町25番地の11
債務者　管野　純子（旧姓小山田）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９４２号**
札幌市東区北20条東14丁目５番13―203号
債務者　村田　　貢
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９５７号**
札幌市中央区南14条西13丁目３番25―207号
債務者　是安　愛香
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９６２号**
札幌市西区西町南15丁目４番６―605号
債務者　工藤　則行
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９６３号**
札幌市西区西町南15丁目４番６―605号
債務者　工藤　知子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９９５号**
札幌市中央区大通西22丁目３番８―302号
債務者　渡邊　裕俊
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２００６号**
札幌市白石区北郷３条４丁目１番40号　浦田ビル201号
債務者　佐々木芳江
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０１１号**
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目18番11号　アクティブプラザ厚別中央Ｂ―501
債務者　三浦久里子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０２７号**
札幌市白石区南郷通20丁目南２番23号　ゴ・ケポソⅡ―207号
債務者　山　　兼代
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０３２号**
札幌市中央区北５条東２丁目１番地６　カレント札幌エスタシオン211号
債務者　小室　公人
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０４４号**
札幌市白石区菊水５条１丁目３番16号　コーポ千葉５号
債務者　土門　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０４９号**
札幌市北区太平２条５丁目２番14号　エスコート太平101号
債務者　名久井正枝
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０５２号**
札幌市中央区南３条東３丁目６番地１　ソレイル３・３―301号
債務者　東郷　静香
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０６４号**
札幌市北区北34条西３丁目３番１号　エスポワール34―202号
債務者　坂上　京子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部